第十六条中「第十二条第二項」を「第百三十五条」に改める。

第十八条第七号中「審理対象者に係る引受人」を「引受人等」に改める。

第二十一条第六号中「当該保護処分の言渡しの際短期間の処遇を行うよう家庭裁判所の勧告があった」を「個人別矯正教育計画における矯正教育の期間が二年以内の」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該審理対象者について少年院法第十六条に規定する処遇の段階が最高段階に達していないとき又は事案の性質若しくは当該審理対象者の性格、経歴等に照らし、面接の省略が相当でないと認めるときは、この限りでない。

第三十条中「収容されている者が処遇の」を「収容されている者について少年院法第十六条に規定する処遇の段階が」に改める。

第三十八条及び第四十条中「第十二条第一項」を「第百三十六条第一項」に改める。

第五十二条第一項第一号中「及び第五号」を「、第五号及び第六号」に改める。

第八十五条及び第八十九条第二項中「第十一条第五項」を「第百三十九条第一項」に改める。

第百十二条第一項第二号中「生活環境調整対象者に係る引受人」を「引受人等」に改め、同項第三号及び同条第二項中「引受人」を「引受人等」に改める。

第百十三条第一項第二号及び第百十四条第二項中「引受人」を「引受人等」に改める。

附　則

この省令は、少年院法（平成二十六年法律第五十八号）の施行の日（平成二十七年六月一日）から施行する。ただし、第五十二条第一項第一号の改正規定は、刑法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第四十九号）附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

○農林水産省令第五十六号

金融商品取引法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第四十四号）の施行に伴い、農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年五月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

農業協同組合法施行規則及び水産業協同組合法施行規則の一部を改正する省令

（農業協同組合法施行規則の一部改正）

第一条　農業協同組合法施行規則（平成十七年農林水産省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二条の二十七中「第三十八条第七号」を「第三十八条第八号」に改める。

（水産業協同組合法施行規則の一部改正）

第二条　水産業協同組合法施行規則（平成二十年農林水産省令第十号）の一部を次のように改正する。

第四十六条中「第三十八条第七号」を「第三十八条第八号」に改める。

第二百二十四条第四項第三号中「第七号まで」を「第六号まで又は第八号」に改める。

附　則

この省令は、金融商品取引法等の一部を改正する法律の施行の日（平成二十七年五月二十九日）から施行する。

告　示

○法務省告示第二百九十二号

大分県別府市役所保存の次の除籍の一部が滅失したため、これを再製する必要があるから、次に掲げる者は、平成二十七年六月二十五日までに、同市長に対して、次の手続をしてください。

一　当該除籍に関係のある戸籍の届出、報告、申請、請求若しくは嘱託をし、又は戸籍に記載を要する書類を提出した者は、その事項を更に申し出ること。

二　前項に掲げる除籍の謄本、抄本又は除籍に記載した事項に関する証明書の交付を受けて現に所持する者は、これを提示すること。

注　意

一　申出は、口頭でも差し支えない。

二　申出の手続について分からないことがあれば、別府市役所又は大分地方法務局に照会すること。

平成二十七年五月二十五日

法務大臣　上川　陽子

大分県別府市大字別府千七十九番地　本多　長利

○法務省告示第二百九十三号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月二十五日

法務大臣　上川　陽子

奈良外語学院	奈良県

別表第一スバル学院の項中「スバル学院」を「スバル学院本巣校」に改め、同表東京国際文化学院横浜校の項を削る。

別表第四ふれあい横浜専門学校日本語科の項の次に次のように加える。

東京国際文化学院横浜校	神奈川県

○法務省告示第二百九十四号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月二十五日

法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社ＫＥＮテクノ	東京都町田市小川千二百七十八番地十一　建設機械施工

○法務省告示第二百九十五号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十九号の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月二十五日

法務大臣　上川　陽子

第二号ロの表に次のように加える。

植村工業株式会社	栃木県小山市駅南町四丁目十番九号　溶接、金属プレス加工
株式会社デサン	埼玉県さいたま市北区日進町二丁目四百五十三番地　塗装
技研金物株式会社	埼玉県川口市東領家二丁目二十九番十八号　ダイカスト
株式会社光生	愛知県豊田市永覚新町五丁目二百七番地　機械加工

○法務省告示第二百九十六号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十三年十月十一日法務省告示第四百六十二号の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月二十五日

法務大臣　上川　陽子

第二号の表に次のように加える。

株式会社カトペン	山形県米沢市窪田町窪田五十三番地　塗装

○法務省告示第二百九十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月二十日法務省告示第四百二十一号の一部を次のように改正する。

平成二十七年五月二十五日

法務大臣　上川　陽子